

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月14日
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 精男
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 藤崎 義久
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 藤崎 義久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,031,594,850円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月14日に四半期報告書（第36期第3四半期（自平成29年3月1日 至平成29年5月31日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成29年6月9日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成29年6月19日付及び平成29年7月6日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「平成29年8月期第3四半期の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成29年8月期第3四半期の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)平成28年11月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)平成29年1月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期(自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日)平成29年4月14日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月1日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成29年6月9日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期(自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日)平成28年11月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期(自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日)平成29年1月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期(自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日)平成29年4月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期(自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年7月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年6月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月1日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成29年6月9日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年6月9日）までの間に、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年6月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 後略 >

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年7月14日）までの間に、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年7月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

< 後略 >